

令和5年度 区民施設・行政施設監査の結果について

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和5年度区民施設・行政施設監査結果を下記のとおり公表する。

令和6年1月22日

東京都北区監査委員 佐藤 明 充
同 戸 枝 大 幸
同 青 木 博 子

記

1 監査日時、監査対象

監査日時		監査対象
12月6日 (水)	9:30	1班 田端地域振興室 田端ふれあい館
		2班 防災センター
12月8日 (金)	9:30	1班 十条台地域振興室 十条台ふれあい館
		2班 王子区民事務所
12月11日 (月)	9:30	1班 滝野川健康支援センター
		2班 北区清掃事務所
12月12日 (火)	9:30	1班 昭和町図書館
		2班 赤羽図書館

2 監査事項及び範囲

令和4年度及び令和5年度の監査実施までの期間における財務に関する事務の執行及び施設の管理状況について監査した。

3 監査の主な着眼点

(1) 施設は安全性を考慮して管理運営されているか。また、災害対策や防犯対策は万全か。

- (2) 施設の管理運営は、施設の設置目的に合致して行われているか。また、利用者の利便性を考慮したものとなっているか。
- (3) 施設の管理業務は、適切かつ効率的に行われているか。
- (4) 現金等の出納保管は適正になされているか。

4 監査結果

区民施設・行政施設の財務に関する事務の執行及び施設の管理については、概ね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部には、次に示すような、意見・検討事項があったので、是正、改善を図られたい。検討結果については、後日報告されたい。

また、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、口頭により注意したので、速やかに対応されたい。

【 意見・検討事項 】

- (1) 和室の利用率が低い状況が続いている。歳入確保や区有施設の有効活用および昨今の貸出室のニーズや利用者への利便性等を鑑み、利用率の低い貸出施設については、稼働率を高めるよう検討されたい。

(十条台ふれあい館)